派遣職員の募集について

- 一般財団法人 地域創造への派遣について
 - ・派 遣 先 (一財) 地域創造
 - 派 遣 期 間 令和3年4月1日~令和5年3月31日(2年間)
 - · 募 集 人 員 1 名
 - ・募集基準 一般事務の主任職又は主事職で勤続7年以上,かつ,令和3年3 月31日現在,概ね35歳までの職員
 - ・募集期限等 令和2年11月24日(火)までに各所属の部長を通じて、総務部職員課へ申し込む。
 - ・派遣の決定 希望者との面談及び所属課長等の意見を参考にし、総務部職員課 が派遣職員を決定する。
 - ・勤務条件 財団と市の協定による。
 - (1) 併任(狛江市での職を保有するが、職務には従事しない。)
 - (2)給与は、派遣先の関係規定を適用し、派遣先から支給する。
 - (3) 勤務時間,休日,休暇等は,派遣先団体の「職員の勤務時間,休日,休暇等に関する条例」を適用する。 なお,年次休暇については,派遣元団体の条例を適用し通算する。
 - (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
 - (5) 旅費は、派遣先団体の「職員の旅費に関する条例」を適用する。
 - (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
 - (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
 - (8) 公務災害補償は、派遣先団体がその負担において行う。
 - (9) 健康診断は、派遣元団体が行う。
 - (10) 派遣元が実施する研修の参加については配慮する。
 - (11) 分限については、協議の上派遣元団体が行い、懲戒については、 両者協議してそれぞれ行う。